

違法伐採に関する自主的行動規範

北海道森林組合連合会
制定・公表 平成18年5月2日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、北海道森林組合連合会（以下道森連という）は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対表明）

1. 道森連は、わが国の林業を守り、森林の持続的経営の推進と、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図るために、海外及び国内の森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取り組みへの協力）

2. 道森連は、わが国政府及び地方公共団体による違法伐採対策の取組みを全面的に支持すると共に、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された国産材製品の普及の促進）

3. 道森連は、わが国の気候風土に適合している国産材製品について、合法性、持続可能性の証明されたものの供給とその普及の推進に努める。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

4. 道森連は林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、道森連の会員及び会員と密接な事業者の認定を行い、その供給の促進に努める。

（他の団体との連携）

5. 道森連は、違法伐採対策の実施に当たって、他の林業・木材産業関係団体等との連携を図る。

（情報の公開）

6. 道森連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。